

平成 20 年 12 月 11 日 (木)

於：水産庁中央会議室

水産政策審議会

第 18 回漁港漁場整備分科会議事録

水 産 庁

目 次

1. 開 会	1
2. 委員出席状況報告	1
3. 配付資料確認	1
4. 水産庁漁港漁場整備部長あいさつ	2
5. 議 事	
(1) 審 議 事 項	
①諮問第 153 号 漁港の区域の認可について	3
②諮問第 148 号 行政不服再審査請求について 及び	
諮問第 149 号 行政不服再審査請求について	12
(2) そ の 他	
・平成 21 年度水産基盤整備事業概算要望の概要について	21
・次回日程について	27
6. 閉 会	27

開 会

○高吉計画課長 予定の時刻がまいりましたので、ただいまから第 18 回漁港漁場整備分科会を開催させていただきます。

委員出席状況報告

○高吉計画課長 初めに、委員の出席状況について御報告いたします。水産政策審議会令第 8 条第 1 項及び第 3 項の規定によりまして、分科会の定足数は過半数とされております。本日は委員定数 7 名中 4 名の方が御出席されておまして、定足数を満たしておりますので、本日の漁港漁場整備分科会は成立しております。

井上委員は御出席とお伺いしておりますが、ちょっと遅れておられるようです。

また、後ほど増田委員も御出席されることになっております。

佐藤委員におかれましては本日御欠席でございます。どうぞよろしく願いいたします。

配付資料確認

○高吉計画課長 議事に入ります前に、お手元の資料を確認させていただきます。

資料 1 に、漁港漁場分科会委員の名簿。

資料 2 に、諮問第 153 号「漁港の区域の認可について」の諮問文の写し。資料 2-1 に、諮問第 153 号の諮問事項。資料 2-2 に、諮問第 153 号の参考資料。

資料 3 に、「富山県経田漁港における漁港施設利用不許可処分取り消しに係る諮問第 148 号及び第 149 号の概要について」。

最後に、平成 21 年度水産基盤整備事業概算要望の概要でございます。

何か不足しているものがございませうでしょうか。よろしいでしょうか。

水産庁漁港漁場整備部長あいさつ

○高吉計画課長 議事に入ります前に、橋本水産庁漁港漁場整備部長から挨拶をいたします。

部長、お願いします。

○橋本漁港漁場整備部長 本日は水産政策審議会の第 18 回漁港漁場整備分科会を開催いたしましたところ、委員各位におかれましては年末のお忙しい折、御多忙の中御出席を賜りまして、御礼を申し上げたいと存じます。

ただいま政府では、平成 21 年度予算の編成作業に向けて全力を傾けているところでございます。閣議決定されました予算編成の基本方針の中では、世界的な景気の後退の中、国民生活と日本経済を守ることを基本に、生活者の暮らしの安全、金融経済の安定強化及び地方の底力の発揮に、施策の集中を図ることとされています。

水産業に関しましては、地域の底力の発揮の中で、水産物の産地販売力の強化、漁業用資材、餌・飼料の使用の改善合理化などによる水産業の活性化や、都市と漁村の共生・対流による農山漁村の活性化などが取り上げられておりまして、水産基盤整備事業におきましても、後に御説明をさせていただきますが、政策の実現のため万全を期したいと考えているところでございます。

本日の議題でございますが、滋賀県の琵琶湖の中にある漁港と、佐賀県の玄界灘に面した漁港につきましての漁港区域の認可に関する諮問と、去る 11 月 11 日の第 17 回分科会で御審議をいただきました、富山県経田漁港における漁港施設利用不許可処分に係る行政不服再審査請求についての答申の御審議などをしていただくこととなっております。

内容は多岐にわたり、若干時間を要することも考えられますが、委員各位の御協力をお願いいたしまして、つつがなく進めさせていただきたいと思っております。

簡単であります、ごあいさつにかえたいと存じます。本日は何とぞ、よろしく願いいたします。

○高吉計画課長 それではこれからは、中田分科会長に進行をよろしくお願いいたします。

議 事

(1) 審 議 事 項

① 諮問第 153 号 漁港の区域の認可について

○中田分科会長 それでは早速ですが、これから本日の議事に入りたいと思います。

本日は、橋本部長からもお話がありましたが、審議事項として諮問事項 1 件及び第 17 回漁港漁場整備分科会の諮問第 148 号及び第 149 号の答申となっております。よろしくお願ひします。

なお、本日審議します諮問事項につきましては、水産政策審議会令第 5 条第 6 項の規定によりまして、漁港漁場整備分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、その点をよろしくお願ひします。

それではまず、部長から諮問をいただくことにします。

○橋本漁港漁場整備部長 それでは、お手元の資料 2 にございます諮問文写しをご覧いただきたいと存じます。

朗読をさせていただきますと存じます。

20 水港第 2009 号

平成 20 年 12 月 11 日

水産政策審議会

会長 山内 皓平 殿

農林水産大臣 石破 茂

漁港の区域の認可について

漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 6 条第 8 項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第 153 号 漁港の区域の認可について

(別添資料 2-1 及び 2-2)

以上でございます。

○中田分科会長 続いて、事務局から説明をお願いします。

○高吉計画課長 資料2-1、2-2がこの関連資料でございますが、まず資料2-1で概要を御説明した後、スライドを使ってもう少し詳しく御説明をしたいと思っております。

最初に、資料2-1の3ページをお開きいただきたいと思っております。今回、滋賀県の漁港が2件、佐賀県のが1件ございますが、3ページは滋賀県の北山田漁港、第一種漁港で草津市に存在しております。

この区域変更の認可の事由ですけれども、北山田漁港は琵琶湖総合開発の利水対策事業の補償ということで、当時水資源公団がありましたが、全面改修を行っております。この全面改修の際に、湖岸の埋め立てですとか湖岸堤防の築造がなされまして、漁港がもとの港よりも60m沖出しをされております。また、航路のしゅんせつも行われましたので、漁港区域の変更を行う必要がございました。

しかしながら当時、漁港施設と河川の管理施設の範囲について、河川管理者との調整が難航して整理されなかったということで、これまで区域の変更手続がなされておりました。近年になりまして、再度河川管理者と協議を進めました結果、調整が整いましたので、区域変更を行いたいという申請が今般ございました。審査の結果、私どもとしては妥当・適当と考えておりますので、これを認可することとしたいと考えております。

4ページでございますが、滋賀県の志那漁港、第一種、草津市でございます。この漁港につきましても同じような経緯で、琵琶湖総合開発で水資源公団が全面改修を行って沖出しをしましたが、同様の事由で区域変更がなされておりました。近年調整が整いましたので、今回区域変更を行いたいということで申請があったものでございます。

5ページでございますが、佐賀県の外津漁港、第一種漁港で玄海町に存在しております。ここにつきましては、外津漁港が位置します海域が閉鎖性の高い水域ということ。それから、漁港の前で魚類養殖が行われておりますので、環境の悪化を懸念して防波堤の整備がされておられません。このために、港内で荒天時に静穏度が確保されていない箇所があるということで、漁港内に安全な避難ができない船は、もっと湾の奥になりますが、漁港区域外の天然泊地に避難を行っております。

玄海町におきましては、この天然の泊地に漁船の避難用の係留施設を設置したいと考えております。また、その天然の泊地付近にプレジャーボートが多数係留するようになっておまして、漁業とのトラブルも発生しているということで、あわせてプレジャーボートの収容も行いたいという計画をしております。

したがって、新しく係留施設を設置する天然の泊地を漁港区域に編入して、漁船の

安全避難とプレジャーボートの適正管理を行いたいという申請がございました。これにつきまして私どもで審査の結果、適当と考えておりますので、認可をしたいと考えております。よろしく御審議をお願いしたいと思います。

それでは、スライドを使いまして御説明をいたします。まず、滋賀県の2つの漁港の関係で、北山田漁港と志那漁港の漁港区域の変更でございます。

まず、この2つの漁港がある琵琶湖について紹介いたします。滋賀県は県土の約6分の1を占める琵琶湖を中央に擁しまして、周囲の山々からの水を集めた大小460本の河川が流入しております。

一方、琵琶湖からは瀬田川を通じまして、下流の府県1,400万人のもとへ水を供給しております。琵琶湖の水は、まさに近畿圏の住民の生活と産業を支える貴重な水資源となっております。

琵琶湖はその起源を400万年前までさか上ることができると言われておりまして、世界でも数少ない古代湖でございます。その歴史の中で、ニゴロブナ、ホンモロコ、セタシジミ、ビワマスといった固有種を初め、琵琶湖を代表するアユなど多様な魚介類をはぐくんできました。

また、これらの魚介類を対象としまして、古くからエリやアユの沖すくい網という独特の漁業が発展してきております。また、フナ寿司とか湖の魚のつくだ煮を初めとする独自の食文化が築かれてきております。

しかしながら近年、琵琶湖漁業を取り巻く環境は大きく変貌しております。湖岸の開発ですとか水質の悪化によって魚介類の生息場所、産卵繁殖場の喪失、またブラックバスとかブルーギルという外来魚、カワウといった有害生物の異常繁殖、水草の異常繁茂、さらにはアユの冷水病といった疾病の発生などの要因が重なりまして、水産資源が減少して漁獲量が大幅に減少しております。

滋賀県ではこうした状況の打開に向けまして、在来の魚介類の種苗生産、あるいは放流、産卵繁殖場の再生、水草の刈り取り、あるいは外来魚やカワウの駆除、資源管理型漁業の推進といった取り組みを行っているところでございます。

琵琶湖の周囲には漁業の基地としまして、20の第一種漁港がございます。これらの漁港の整備は、第3次及び第6次の漁港漁場整備長期計画と、琵琶湖総合開発事業によって施設の整備改修が行われてきました。

今般お諮りする北山田漁港と志那漁港が所在します草津市は、滋賀県の南東部に位置し

ております。草津市は人口が増加傾向の滋賀県の中でも、特に人口増加の著しい地域です。漁業につきましては、第一種漁港である志那漁港と北山田漁港を中心に、2つの漁業協同組合が操業しています。

近年、琵琶湖、特に南のほうの南湖というところでは、外来魚の食害によって漁獲量が減少していますが、琵琶湖漁業の回復のために、2つの漁港でも漁業協同組合が外来魚の駆除、あるいは南湖に繁茂している水草の刈り取り等に取り組みつつ、漁業を営んでおります。

北山田漁港は昭和31年7月6日に第一種漁港として指定されまして、昭和32年度に漁港整備事業によって施設整備が行われました。その後、琵琶湖総合開発の利水対策事業の際に、漁港の前面に堤防が整備されることになりまして、その補償として漁港が60m沖出しされております。その後、昭和60年度から昭和63年度にかけて、新沿岸漁業構造改善事業によって荷さばき所、加工場といった施設整備が図られて、今日に至っております。

続きまして、志那漁港は昭和34年12月15日に第一種漁港として指定されまして、昭和39年から昭和40年度にかけて第3次の漁港漁場整備事業によって、施設の整備が行われました。その後、北山田漁港と同様に琵琶湖総合開発によって、旧漁港から100mの沖出しをすることになりました。

北山田漁港には山田漁業協同組合(組合員数45名)、志那漁港には志那漁業協同組合(組合員数33名)がございまして、主にエリといった定置網漁業や刺し網漁業が行われております。

漁獲につきましては、2つの組合でコイあるいはフナを中心に、合計31.9tの漁獲量がございます。陸揚げ金額は約2,000万円でございます。

10年前の平成8年度には、2つの組合で漁獲量が70tございました。陸揚げ金額も5,400万円ありましたが、年々減少の傾向になっております。

近年は外来魚の駆除を、平成19年度の実績で北山田漁協が124t、志那漁協が9tやっておりますし、水草の除去作業等を漁協の活動に組み入れて資源回復を図りつつ、漁業が営まれております。

また、草津市では水産業の振興を図る一環として、毎年6月下旬から7月上旬に草津水産まつりを漁港で開催して、市民が湖の魚や漁業と触れ合う機会を設けて、多くの来訪者でにぎわいを見せております。

昭和 47 年度から平成 8 年度までの 25 年間、琵琶湖総合開発計画によりまして、琵琶湖の恵まれた自然環境の保全と、汚濁しつつある水質の回復を図ることを基調として、その資源を正しく有効に活用するために、琵琶湖及びその周辺地域において総合的な施策が推進されました。琵琶湖総合開発の概要でございます。

事業計画は、その琵琶湖の水質や恵まれた自然を守るための保全対策、それから琵琶湖周辺の洪水被害を解消するための治水対策、琵琶湖の水を有効に利用できるようにするための利水対策の 3 つの柱から構成されておりました。そのうちの利水対策事業によって、漁港の前面に堤防が整備されたことに伴いまして、その補償工事として、今回の 2 つの漁港が沖のほうに移設をされております。

その当時、漁港区域の変更について、漁港管理者と河川管理者で協議をしておりましたけれども、河川管理者側としましては移設した後の施設について、漁港施設ではなく河川管理施設であるという見解を持っておりまして、調整が付きませんでした。このため、今日に至るまで漁港区域の変更手続が滞っておりました。

しかしながら、漁港施設が完成して 20 年以上経過して、施設の老朽化等が進行している中で、漁業者から施設の改修等について、今のような状況では補助事業の実施にも支障を生じる。また施設の管理を適正に行う観点からも、これらの状況を早急に解消するよう要望が高まっておりました。

こうした状況を受けまして近年、漁港管理者と河川管理者との間で再度協議を進めました結果、これまで困難であった施設の管理区分等の問題について調整が整いましたので、漁港区域の変更手続をすることとなったものでございます。

スライドのように、赤の 1 点斜線の中を今回漁港施設として管理しようとする。その下のほうに河川管理施設側溝または堤脚水路とありますが、その部分は河川管理という意味でも必要な施設ということで、河川管理施設として管理をするということで仕分けができましたので、今回、区域変更の手続をお願いしたいということでございます。

これは今の縦断で断面を切ったところですが、湖岸堤防というのがありまして、泊地があって、そこまでが河川区域にかかっております。その後ろの岸壁から先が漁港施設ということで、その後ろの巻堤、側溝または堤脚水路を河川管理施設として管理をする。その後ろはまた漁港施設として管理するというので、調整をつけました。

また、両漁港とも定期的に航路の浚渫を行わなければなりませんので、今回航路につきましても漁港区域に含めることにしております。

以上が、草津市から漁港区域の変更について認可申請がありまして、審査の結果、適当と考えておりますので、農林水産大臣としてこれを認可するために本日お諮りをするものでございます。

滋賀県の漁港についての御説明は以上でございます。

続きまして、佐賀県の外津漁港における漁港区域の変更について説明をいたします。まず、外津漁港があります佐賀県の水産業の概要について紹介をいたします。平成 17 年の海面漁業の漁獲量と海面養殖業の収穫量を合算した生産量は、真ん中のグラフですけども 10 万 2,000 t となっております、ノリが全体の 7 割以上を占めております。

海域別に見ますと、左側のほうですけども、玄海が約 1 万 4,000 t、サバ類、マアジ、イワシを主としますまき網漁業、船びき網漁業、それから沿岸イカ釣り漁業などによる漁獲量を中心に、海面漁業の生産量が約 1 万 2,000 t と 85 % を占めております。

一方、右のグラフですけども、有明海の生産量は約 8 万 7,000 t ということで、そのうちノリ類の養殖が 7 万 8,000 t と、約 90 % を占めております。

次に、外津漁港の存在する玄海町ですけども、佐賀県の北西部に位置する町でございます。海岸線は左側の図のように、変化に富んだ複雑なリアス式の海岸となっております、玄海国定公園に指定されております。また、玄海町は九州電力の玄海原子力発電所がありまして、九州では最大、日本では 6 番目の出力規模となっております。

玄海町では、従来の基幹産業でありました農業、漁業などの第一次産業に従事される方の就業人口、比重は年々減少してきております。一方、サービス業を中心とした第三次産業は増加傾向にありまして、玄海エネルギーパーク、浜野浦の棚田、あるいは温泉施設の整備などによって、年間 30 万人の入込み客がございます。

次に、玄海町の水産業の概要ですけども、玄海町の平成 18 年の海面漁業の漁獲量と、海面養殖の収穫量を合算した生産量は 694 t となっており、減少の傾向にあります。このうち、海面養殖が 585 t と 85 % を占めております。養殖対象の魚種としましては、マダイが 75 % を占めております。

玄海町ではブルー・ツーリズム構想を策定しまして、第一次産業である漁業を維持しながら、第三次産業としての側面がある観光漁業化と漁業の協業化、協働化を強力に推進しまして、漁業経営の改善、後継者の確保、漁業就業者の活力向上といった、好循環への切りかえを図っております。さらに、消費者と生産者との交流を通じて、玄海町と都市住民とのきずなを確立したいとしております。

外津漁港の概要にいきますけども、外津漁港は玄海町の北部、玄海原子力発電所から約 1 km 離れた外津浦にあります。赤い丸のところですよ。外津漁港は昭和 28 年に指定された玄海町管理の第一種漁港でありまして、背後の集落 156 世帯のうち 79 世帯が漁家となっております。

次に、外津漁協の概要を御説明します。外津漁協は外津漁港のほぼ中央に事務所を構えておりまして、組合員数は正組合員 54 名、准組合員 25 名の計 79 名でございます。所属漁船は 83 隻でほとんど 5 t 未満ということで、魚類養殖、沿岸イカ釣り、採貝漁業が営まれております。

外津漁協における平成 18 年の海面漁業、養殖業の生産量は 214 t とぐっと落ち込んでおりまして、ずっと減少傾向にあります。このうち海面養殖が 158 t と、約 75 % を占めておりまして、この漁協の基幹漁業となっております。

養殖魚種の収穫量の比率を見ますと、ブリ類の比率が最も高く、マダイとブリを合わせて約 85 % でございます。

外津漁港の現状と課題ですけども、外津漁港におきましては給氷施設、荷揚げ用の浮き棧橋、荷さばき所、冷凍・冷蔵施設、漁船の上架施設、給油施設、野積場といった漁港施設がありまして、漁港の整備はほぼ完了しております。

しかしながら、この港には防波堤がないために湾内の静穏度が低く、台風あるいは冬季のしけのときの荒天時には、漁港内に波高の高い波が侵入してきます。下のほうの写真のような形で波が侵入してきます。

防波堤の整備につきましては、外津漁港が位置する外津浦が、湾口部が狭くて浅い閉鎖性の高い内湾であるということと、この地区の主力漁業であります魚類養殖漁場の環境悪化を懸念して、見送られてきております。

このため、台風あるいは冬季のしけの荒天時には漁港内に波高の高い波が入ってきますので、現行の区域内では赤い丸で囲った部分のみが、安全に係船ができる岸壁や護岸となっております。この部分に安全に係船できる漁船の数は 60 隻程度ということで、この港を利用する漁船 83 隻すべてを、安全に係船させることが不可能な状況にあります。

これまで荒天時に、今の漁港区域に係船できなかった漁船は、青い丸で囲っております区域外にあります天然の泊地に係船をしていました。なお、この天然の泊地で安全に係船できる隻数は 35 隻程度であります。

また近年、この天然の泊地周辺にプレジャーボートが多数係船するようになっておりま

す。漁協が確認しております隻数は 45 隻ですが、漁業者との間で航行上のトラブルがたびたび発生しておいて、早急な解決が望まれております。

このために平成 21 年度、来年度と 22 年度の 2 カ年間に、電源立地地域対策交付金事業を使いまして、この天然の泊地に避難用の漁船の係留施設と、プレジャーボートを適正に管理収容するための係留施設を整備する予定となっております。こういった、くし型の棧橋をつくりたいということでございます。

この漁船の避難係留箇所の周辺を、今回漁港の区域に編入して、漁港管理者である玄海町が漁港管理条例に基づいた適切な管理を行いたいという意向でございます。現行の区域は上のほうの実線部分ですけども、それを点線の区域のように拡大をしたいということでございます。その後は、係留施設の利用の手続とか利用料金等を定めまして、ルールに基づいた秩序ある利用を行うことを考えております。

漁港施設につきましても、漁港の台帳等によって適切な管理を行って、施設の保全を図っていくこととしたいということでございます。この区域に漁船の避難用の係留施設と、プレジャーボートの収容施設を整備することによりまして、漁船の避難係留場所が確保される。また、それによって避難、係留に要する労力の軽減が図られます。それから、プレジャーボートの適正収容を図ることが可能になりまして、この漁港の機能強化につながるものと期待されております。

以上、漁港区域の変更について玄海町から認可の申請がありまして、審査の結果、相当と考えておりますので、農林水産大臣としてこれを認可するために、本日お諮りをするものでございます。

以上でございます。

○中田分科会長 どうもありがとうございました。諮問第 153 号について、説明をしていただきました。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら発言をお願いしたいと思いますが、内容が 2 つありますので、最初に草津市、琵琶湖の志那漁港と北山田漁港の区域変更について、何か御質問あるいは御意見ございましたらお願いします。

井上委員、お願いします。

○井上委員 よくわからないので教えていただきたいんですが、区域変更をすることによって、何か不利益を被る人とか団体というのはあるんでしょうか。

○高吉計画課長 特に聞いておりません。漁業関係者がこれによって必要な施設の機能の

維持等ができることとなりますので、そういう便益を受けます。

○井上委員 わかりました。

○中田分科会長 それでは、玄海町の外津漁港についていかがでしょうか。

これは議題と直接関係ないんですが、今、見せていただいたスライド、資料で、外津の養殖生産量が平成16年、平成17年、平成18年と最近特に減少が大きい。これは玄海町全体と比べても非常に大きくて、内訳を見るとマダイの養殖の割合がかなり減っているということですが、これは何か理由はあるのでしょうか。

○高吉計画課長 ブリとマダイが85%を占めるということでございまして、やはり魚価が非常に低迷しているという影響で、生産量がちょうど今、落ちているという状況でございします。

○中田分科会長 わかりました。

ほかに、委員の方から何かございますでしょうか。

それでは特にないようですので、諮問第153号につきましては原案どおりということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○中田分科会長 どうもありがとうございます。それでは、そのように決定させていただきます。

ここで、確認のために答申文を朗読します。

答 申 書

20水審第33号

平成20年12月11日

農林水産大臣 石破 茂 殿

水産政策審議会会長 山内 皓平

平成20年12月11日木曜日に開催された水産政策審議会第18回漁港漁場整備分科会において審議の結果、諮問のあった下記の事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第153号 漁港の区域の認可について

ということでございます。

②諮問第 148 号 行政不服再審査請求について 及び
諮問第 149 号 行政不服再審査請求について

○中田分科会長 続きまして、第 17 回漁港漁場整備分科会において諮問されました、第 148 号及び第 149 号についての答申に関する審議を行います。

前回の分科会を欠席された委員もおられますので、事務局のほうから本件の概要について、まず説明をお願いします。

○高吉計画課長 それでは、諮問第 148 号、第 149 号につきまして、お手元の資料 3 によりまして概要を説明させていただきます。

まず、再審査請求の概要が I にございます。富山県の経田漁港ですけれども（1）にありますように、「漁港漁場整備法」におきましては、漁港の維持、保全、運営その他漁港の維持管理を適正に行うために、漁港ごとに各地方公共団体を漁港管理者として定めております。

（2）各漁港管理者は漁港管理規程を定めまして、これに従って漁港の維持管理を行うこととされております。経田漁港の場合は、漁港管理者である富山県魚津市が、漁港管理規程に該当します「魚津市漁港管理条例」（以下「魚津市条例」という）において、漁港施設管理者として魚津漁業協同組合を指定して、その管理を委託しております。

2. 事件の概要でございます。まず（1）遊漁船業者であります再審査請求人はお二人おられますが、平成 19 年 2 月 15 日付で漁港の指定管理者であります魚津漁業協同組合（以下「処分庁」という）に対して、魚津市条例第 11 条第 1 項の規定に基づいて、漁港施設利用許可申請を行いました。

これに対して処分庁は、魚津市条例第 12 条（1）及び（3）に該当するとして、平成 19 年 5 月 1 日付で、漁港施設利用の不許可処分（以下「本件処分」という）を行いました。

再審査請求人はこの処分を不服としまして、平成 19 年 6 月 19 日付で地方自治法第 244 条の規定に基づきまして、本件処分の取り消しを求める審査請求を魚津市長（以下「審査庁」という）に対して提起しました。

これに対して審査庁は、本審査請求は理由がないとして、平成 20 年 3 月 24 日付で棄却する裁決（以下「本件裁決」という）を行いました。

(2) 再審査請求人は、本件裁決を不服としまして、平成 20 年 4 月 18 日付で行政不服審査法第 8 条及び、漁港漁場整備法第 43 条第 1 項の規定に基づいて、本件処分取り消しを求める再審査請求を提起しております。経緯はそこに改めてまとめてございます。

3. に、再審査請求人の主張の要旨を書いております。(1) 遊漁船業に関しては、「遊漁船業の適正化に関する法律」等によって、法制度上、その存在意義が認められており、また、遊漁船を利用する人々が乗下船する際の安全確保が社会的に強く求められているため、遊漁船の岸壁利用が必要不可欠となっている。

(2) ところが経田漁港においては、遊漁船を常時係留することが可能な岸壁が存在しているにもかかわらず、遊漁船業に対してのみ不当に高額な岸壁利用料を設定し、その支払いができないことをもって遵法精神の欠如とみなし、これを根拠として利用申請を却下した。

(3) これは、処分庁及び審査庁が再審査請求人の遊漁船を漁港から排除しようとするものであり、遊漁船への不当な差別であり、違法であることから、本件処分は取り消されるべきである。

4. これに対しまして処分庁、これは指定管理者であります魚津漁業協同組合の弁明の要旨です。

(1) 審査請求人は、所有船の保管場所として岸壁等係留施設の長期占有を希望しているが、経田漁港には条例上、遊漁船等を長期保管するための係留岸壁はない。

(2) 審査請求人は、許可もなく経田漁港の利用規制区域内に所有船を違法に駐艇させていたことから、処分庁は平成 18 年 12 月中旬、漁港施設利用申請書の提出を求めたが、審査請求人はこれを提出しなかった。

処分庁は、再度申請書の提出を求めるとともに、提出がない場合には規制区域外に移動するよう指示し、あわせて不当利得として漁港施設利用料金相当額の支払いを求めた。これに対し、審査請求人は申請書を提出したものの誓約書を提出せず、利用料金相当額を支払わなかった。

審査請求人は、正当な理由もないのに、誓約書を提出せず関係法令を遵守する意思のないこと及び定められた利用料金を支払う意思のないことを明確にしている。審査請求人のこのような行為は、魚津市漁港管理条例第 12 条 (1) 及び (3) の許可制限事由に該当する。

(3) よって、指定管理者がした当該利用不許可処分に違法・不当がないことは明らか

であり、本審査請求の棄却を求める。

5. 審査庁（漁港管理者：魚津市）が、これに対して裁決を行っております。その裁決の要旨です。

（1）審査請求人が本件処分の不当性の根拠としている「遊漁船業の適正化に関する法律」は、遊漁船業者の漁港利用につき優先権を付与しているものでなく、むしろ遊漁船利用者に対する安全等に配慮して関係条例等を遵守すべきものとしているのである。また、「漁港における漁船以外の船舶の利用について（水産庁長官通達）」は、遊漁船の漁港利用は「漁船の漁港利用に支障がない場合」という条件が前提とされており、不当性の根拠とはならない。さらに、遊漁船利用の需要増大を理由として、常時海面上に浮かべておく船舶の係留等の施設を経田漁港に求めることは、現在の経田漁港の内容からして困難である。

（2）審査請求人は、平成 18 年 4 月 1 日より、処分庁の許可なく経田漁港利用規制区域内に所有船を違法に駐艇させており、同年 12 月 13 日、処分庁は審査請求人に対し利用申請書提出を求めたが、これに応じなかった。再度の要求にて申請書提出を受けたが、添付すべき関係法令を遵守する旨の誓約書はなく、漁港施設利用料金相当額も支払われていない。

すなわち、審査請求人は正当な理由もなく、申請書に添付すべき誓約書を提出せず、関係法令を遵守する意思のないこと及び定められた利用料金を支払う意思のないことを明確にしている事実が認められ、条例第 12 条（1）及び（3）の許可制限事由に該当する。

（3）本件処分は遊漁船を差別または排斥しようとするものではなく、繰り返し処分庁が行った指導等に対し、関係法令に従う意思を示さず、従わなかった審査請求人に対するやむを得ない処分と解される。

したがって、本件審査請求は棄却する。

6. は、農林水産大臣の再審査請求に係るスケジュールをまとめております。前回 11 月 11 日に、水産政策審議会の 17 回漁港漁場整備分科会へ「諮問」及び「意見聴取」を行いました。

本日 12 月 11 日、水産政策審議会第 18 回漁港漁場整備分科会からの「答申」を予定しております。

これを受けまして 12 月中旬に、農林水産大臣から再審査請求人へ裁決を行う予定としております。

以上でございます。

○中田分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問などございましたら発言をお願いします。

櫻本委員。

○櫻本委員 前回の審査請求人のお話を伺っていて、その関連から言いますと、ここに書いてありますのは、事の発端が平成 18 年以降からと読めるんですよね。この前来たときの話を伺っていると、随分前からそこに留めていて、突然こういう話になったということで、それが非常に自分たちとしては不満だという言い方をされていたように思うんですけども、それ以前はどういうふうに理解すればいいのでしょうか。つまり、以前から違法にとめていたわけですよね。それに対して、管理者として何の処置もしなかったわけですよね。それはどういうふうに理解すればよろしいのでしょうか。

○守口利用調整班長 平成 18 年以前は、同じようなところに係留をしておりましたけども、平成 18 年以前は魚津市が管理者でございましたので、魚津市がみずから改善するように、ポートヤードへの移動を促しておりました。それは文書でもやっております。

料金の支払い等につきましては、18 年以前につきましては、市と当事者との間で話し合いが持たれまして、従来ポートヤードで、過去払っていた料金に見合う相当額で話し合いの結果、申請人が料金の支払いに応じております。

そういうことで、問題は表面化はしていたんですけども、顕著になったのが平成 18 年以降と考えていまして、平成 18 年以降は審査請求人は料金も滞納し、払う必要性の根拠すらないということで全面的な対決になっています。

○櫻本委員 そうすると平成 18 年以降は、管理者が魚津市から漁業協同組合に移ったということですか。

○守口利用調整班長 指定管理者制度がとられましたことから、魚津漁協のほうに管理が委託されております。

○櫻本委員 それともう 1 点、3 ページの (1) の後半の部分ですけども、「常時海面上に浮かべておく船舶の係留等の施設を経田漁港に求めることは、現在の経田漁港の内容からして困難である」という判断は、どこがした判断ですか。

○守口利用調整班長 漁港管理者の判断です。

○櫻本委員 それが適正であるかどうかということは、ここでは審議する必要はないのでしょうか。

○守口利用調整班長 それは漁港管理者の判断を前提にして、漁港の利用方法、管理方法については条例上の定めがありますので、その条例が他の法律とか公序良俗に著しく反するものでない限りは、国の立場としてはそれを覆すことは困難かと考えております。

○櫻本委員 どうもありがとうございます。

○中田分科会長 ほかにどなたか質問ありますか。

井上委員、お願いします。

○井上委員 要するに、プレジャーボートと漁業をされている方々とのあつれきというようなものはどうなのでしょう。皆さんの見通しとして、これからあちこちで、つまり類似の問題は発生するという予想なのか、それともこれはかなりまれな例なのか、ちょっとその辺を教えてくださいたいんですが。

○高吉計画課長 漁港は本来、漁業活動の根拠地ということで整備してきておりますけども、その活動に支障がない範囲で、私どもとしてもプレジャーボート等の利用は認めていくべきだろうと思っております。

今、私どものほうでも漁船の活動する場所と、それに支障がない場所をできるだけ仕分けしまして、そういった中で漁船以外の船舶の利用をしてもらうという考え方に立っております。

各地で、確かにプレジャーボートと漁船との利用上、例えば漁船が航行する場所に留めてあって、ちょっと邪魔になるとかいろいろ問題はありますけども、そこはそれぞれうまく解決できるように調整を図られながら、取り組みをされておると認識しております。まれには今回のようなケースがあるのかもしれませんが、基本的には管理者を入れた形でうまく仕分けができるように、努めているのが一般的だろうと思います。

○中田分科会長 小松委員。

○小松委員 今の井上先生の質問に関してですが、一般のプレジャーボートの案件と、今回のケースの遊漁船業を混同してしまうと、非常に話がややこしくなると思うんですよ。混同をしますと話がこじれてしまいますので、ちょっと分類をされて、今回提示されてきているのは、遊漁船業を営んでおられる人が、いわゆる管理者に対して不服審査申し入れをしたと。一般のプレジャーボートは、ボートパークの管理の中でやられているケースだとお聞きをしていますので、これを一緒に話をすると、遊漁船業とプレジャーボートを混同してしまうと、どうしても全国さまざまな状況の中で、私は兵庫県ですけども、これ、実は問題があるんですよ。

だけでも兵庫県なんかの場合ですと、漁業者が遊漁船業を営むというケースであって、このケースは漁業者でない方が遊漁船業を営む、いわゆるお客さんが乗りおりするところの場所も含めて横で係船して、そこに常設の形で置いているほうが商売がしやすいからということによって利用しておるということになれば、いわゆる一般のプレジャーボートの案件とは別儀としてとらえておかないと、同等にしますと、これからたくさん問題が出ると。

この案件については、遊漁船業を営んでおられる方が自分の有利のために、また都合のいいために、その管理料も支払わずして、また漁業の実態に支障を来すような事態の中で問題が生じておることによって、市条例に基づいて行政側がそれを棄却したということであるとすれば、ごく正当なことではないかと考えます。

○中田分科会長 審議の中身に入ってきているように思いますが、審議に入る前に、今の説明に対して質問があればということですが、井上先生はそういうことでよろしいですか。

○井上委員 とうか、今の小松委員の御発言を受けてのことですが、先ほど私、プレジャーボートという言葉を使いましたが、遊漁船業ということで特定したほうがいいのかというお話で、その件については確かに理解できますので、そのように考えたほうがいいのかと思います。

そこで、遊漁船業と漁業者とのあつれきのような、この種の問題が過去においてどうであったのか、それから今後の見通しとしてどうなのかということに、質問をちょっと変えたいと思います。

○高吉計画課長 遊漁船業は当然、魚を釣るお客さんを乗せていかれるわけですから、港の中の利用については、漁船とそれ以外の船舶という形のトラブルといった問題になると思いますので、プレジャーボートも同じようなことかもしれません。どちらかという、沖の漁場での競合といった問題のほうが多いのかもしれないと思います。

○小松委員 1件よろしいですか。この案件で言いますと、兵庫県の家島漁協で裁判になった案件が、平成4年のことですが、遊漁船業者の人たちが入漁という形で、一般の漁業権内であるわけですが、入漁料を払って遊漁船業者を入れるということで、その入漁料が高いので支払わないということで裁判になった。

その裁判は、最終的には入漁料を払うべしという結審が出た事例が1件、恐らく全国遊漁法ができてからの案件1件だけが残っておる——部長、御存じかと思いますが、それは一例としてありますね。

だから、港湾もしくは漁港ということでの問題は初めてではないかと考えます。漁場のトラブル問題は今、先生御指摘のようにあるんですが、それは話し合いすべきと。共同漁業権の範囲のこの入漁の関係については支払いすべしということは、結審が出た案件がありますから、これは基本的には漁港の利用ということですので、むしろ漁港利用には漁港管理者が秩序正しくそれを提示しておるということで、それが守り得てないということは、むしろすべての利用者に弊害が起こるわけですから、そうあるべしではないかと私は考えております。

○中田分科会長 井上委員、よろしいでしょうか。

○井上委員 はい。

○中田分科会長 ほかにございますか。

質問が特にないようでしたら、本件、前回の分科会で再審査請求人から意見を聴取しました諮問第 148 号と第 149 号、富山県経田漁港における指定管理者魚津漁業協同組合代表理事組合長がなした、XXXXXXXXXXに住所を有する A 氏及びXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXに住所を有する B 氏に対する漁港施設（岸壁等係留施設）利用不許可処分に係る行政不服再審査請求についての農林水産大臣への答申案について審議を行いたいと存じます。

これから審議に入るわけですが、委員の皆さんに自由に発言していただくために、委員だけで非公開の審議を進めてはどうかと思っております。

水産政策審議会の議事規則第 6 条の規定によりますと、会議は公開となっておりますが、審議会において必要と認めた場合はこの限りではないとされております。非公開とさせていただきますと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○中田分科会長 特に異議がないようですので、非公開で審議を進めることにさせていただきます。委員以外の方は、恐れ入りますが退席してください。事務局は同席をお願いします。

増田委員がもうすぐおいでになるということで、ぜひこの審議に参加したいとおっしゃっておられるようですので、3時まで休憩をとらせていただきます。

〔非公開審議〕

○中田分科会長 それでは、公開の審議を再開いたします。

先ほどの行政不服再審査請求の諮問第 148 号及び第 149 号に対する答申につきまして

は、委員の皆様の御意見に基づきまして答申をまとめましたので、朗読させていただきます。

まず、諮問第 148 号になります。

答 申 書

20 水 審 第 3 1 号

平成 20 年 12 月 11 日

農林水産大臣 石破 茂 殿

水産政策審議会会長 山内 皓平

再審査請求に関する諮問についての答申

平成 20 年 11 月 11 日付け 20 水港第 502 号をもって諮問のあった富山県経田漁港における漁港指定管理者魚津漁業協同組合代表理事組合長（以下「処分庁」という。）がなした、XXXXXXXXXXに住所を有する A に対する漁港施設（岸壁等係留施設）利用不許可処分（以下「本件処分」という。）に係る行政不服再審査請求については、再審査請求人の出席を求め公開による意見の聴取を行い、慎重に審議した。

当審議会としては下記の理由により、棄却することを妥当とすることに意見が決定したので答申する。

記

- 1 再審査請求人は、遊漁船業の適正化に関する法律等を本件処分の不当性の根拠として主張する。

しかしながら、これらの法令等は、いずれも漁港内の施設の具体的な利用方法を直接規定しているものではなく、従って、施設利用に関する再審査請求人の主張の根拠とはならない。

- 2 再審査請求人は、「処分庁が審査請求人に対して行った本件処分は、遊漁船及び遊漁事業者の立場を全く顧みず遊漁船への不当な差別であり違法であるから、取り消されるべき」等と主張する。

しかしながら、審査庁が既に裁決において述べるように、再審査請求人においては、処分時において処分庁の許可なく、経田漁港内に所有船を違法に駐艇させているほか、申請時に添付すべき関係法令を遵守する旨の誓約書を提出し

ていない等の事実が存する。これは、条例第12条(1)及び(3)に規定される許可制限事由に該当するものと認められ、請求人の主張には理由がない。

3 再審査請求人は、関係法令を遵守する旨の誓約書を提出しなかった理由として、「処分庁の利用料金の設定が違憲、違法であって無効である。」等と主張する。

しかしながら、当該利用料金は、漁港管理者たる魚津市が定める条例に基づいて、設定されているものであり、請求人の主張には理由がない。

以上のとおり、本再審査請求における漁港施設(岸壁等係留施設)利用不許可処分の取り消しは理由がないので、認めないものとする。

以上でございます。

それから、第149号についての答申です。

答 申 書

20水審第31号

平成20年12月11日

農林水産大臣 石破 茂 殿

水産政策審議会会長 山内 皓平

再審査請求に関する諮問についての答申

平成20年11月11日付け20水港第503号をもって諮問のあった富山県経田漁港における漁港指定管理者魚津漁業協同組合代表理事組合長(以下「処分庁」という。)がなした、XXXXXXXXXXに住所を有するBに対する漁港施設(岸壁等係留施設)利用不許可処分(以下「本件処分」という。)に係る行政不服再審査請求については、再審査請求人の出席を求め公開による意見の聴取を行い、慎重に審議した。

当審議会としては下記の理由により、棄却することを妥当とすることに意見が決定したので答申する。

記

1 再審査請求人は、遊漁船業の適正化に関する法律等を本件処分の不当性の根拠として主張する。

しかしながら、これらの法令等は、いずれも漁港内の施設の具体的な利用方法を直接規定しているものではなく、従って、施設利用に関する再審査請求人の主張の根拠とはならない。

- 2 再審査請求人は、「処分庁が審査請求人に対して行った本件処分は、遊漁船及び遊漁業者の立場を全く顧みず遊漁船への不当な差別であり違法であるから、取り消されるべき」等と主張する。

しかしながら、審査庁が既に裁決において述べるように、再審査請求人においては、処分時において処分庁の許可なく、経田漁港内に所有船を違法に駐艇させているほか、申請時に添付すべき関係法令を遵守する旨の誓約書を提出していない等の事実が存する。これは、条例第12条(1)及び(3)に規定される許可制限事由に該当するものと認められ、請求人の主張には理由がない。

- 3 再審査請求人は、関係法令を遵守する旨の誓約書を提出しなかった理由として、「処分庁の利用料金の設定が違憲、違法であって無効である。」等と主張する。

しかしながら、当該利用料金は、漁港管理者たる魚津市が定める条例に基づいて、設定されているものであり、請求人の主張には理由がない。

以上のとおり、本再審査請求における漁港施設（岸壁等係留施設）利用不許可処分の取り消しは理由がないので、認めないものとする。

以上でございます。

(2) その他

・平成21年度水産基盤整備事業概算要望の概要について

○中田分科会長 その他として、事務局から何かございますでしょうか。

○高吉計画課長 前回御説明をできなかった、21年度の水産基盤整備事業の概算要望の概要を簡潔に御説明したいと思います。お手元の資料をごらんください。

もう12月になりまして、追って財務省から予算原案の内示があるかと思いますが、夏の段階、8月31日に提出しました概算要望の概要でございます。

来年度の水産基盤整備の要求の柱は3点ございます。地球環境に配慮した生産基盤の整

備、産地における生産流通機能の強化、食の安心を支える安全な漁村づくりという、3つの大きな重点事項を掲げております。

概算要望額は1にありますように、1,492億5,100万円です。これは夏の段階では膨らませて要求ができることになっておりますのでこういう数字になっておりますが、最終的にはこれがぐっと絞られてくるということでございます。

これは公共事業の予算ですけども、これとは別に非公共の予算のほうにこの財源の一部、100億円を、来年度はシフトするというので、別途要求をしております。

来年度の新規拡充事項の概要につきましては、資料の一番後ろにA3版の大きな図面がございますので、これで御説明をしたいと思います。

先ほど3つの柱を重点課題で申し上げましたけども、緑色が「地球環境に配慮した生産基盤の整備」ということで、その下の図に緑色で枠どりしたものが、その関連でございます。一つは、真ん中にあります「次期フロンティア漁場整備事業の新たな展開」。昨年度から、国が直轄で資源の増大を図るような漁場整備を実施しております。兵庫県、鳥取県、島根県の沖合でズワイガニとアカガレイの保護礁を整備しております、これをさらに本格的に事業展開していきたいということでございます。

それからその下に、「漁場と漁港の一体的な水域環境の保全」とありますけども、漁港の中、それから漁場の底に、例えばヘドロが溜まったりして環境が悪くなっているところがありますが、そういった水域の環境を保全する事業を、漁港・漁場と合わせてやっていきたいということです。特に長く養殖業をやったところは、底に食べ残しの餌といったものがたくさん溜まっておりまして、周辺の水域にも悪い影響を及ぼしているところがあるということで、そういった汚泥の浚渫をできるように、制度の見直しを行っております。

その下になります、「地球環境にやさしい水産基盤整備事業の推進」。水産業は当然、よい自然環境と一緒に生きていく産業でありますので、私どもの水産基盤整備事業、漁港や漁場の整備に当たりまして、そういったものに十分配慮していきたいということで、事業をやるときに、例えば貝殻をうまく海底の底質改善に活用したり、防波堤に藻場が生えるような工夫をしたりという、地球環境にやさしい基盤整備事業を展開していきたいと考えております。

2つ目の重点事項で、青い色になりますが、「産地における生産流通機能の強化」としまして、左の真ん中あたりにあります「漁港・漁場施設の長寿命化対策の推進」です。漁港の整備も随分長くやってきまして、随分古くなって、そろそろ手を入れないと支障が出

てくるような施設も出てきておりますけども、なかなか財政も厳しいものですから、できるだけ少しのお金を入れて、長く使えるようにしていきたいということで、点検をして、どういうところで手を入れたらいいかという計画をつくって、必要な保全事業をやるといった事業を今年度から行っております。漁港施設の用地を形づくっています護岸等についても、今、対象になっておりませんが、この事業の対象に入れていきたいという要求が1点。

それから一番下は、「漁業地域における流通機能強化のための道路整備の推進」ということで、漁港と幹線道路をつなぐ漁港関連道というアクセス道路の整備をしておりますけども、道路の特定財源の見直しと関連しまして、引き続きこういった道路整備ができるように、水産基盤整備事業の中で事業を見直して、事業が引き続きできるように、仕組みを見直していきたいということでございます。

それから真ん中のところに青い印がありまして、「燃油高騰に対応した浮魚礁漁場整備の促進」というのがあります。燃油が概算要求のころは非常に高くなっておりまして、できるだけ燃油コストを下げようという動きがございました。基盤整備によって、そういった燃油をできるだけ消費しない操業も可能になるということで、浮魚礁を今も整備できるんですけども、もっと小規模なものであっても、あるいは漁港に近いところであっても弾力的に整備できるように、事業の制度を見直していきたいと考えております。

それから、右端のほうに赤い色がございますけども、3つ目の重点事項は「食の安心を支える安全な漁村づくり」でございます。その下ですけども、「養殖漁場水域の環境向上のための汚水処理対策の推進」。これはよく、今の時期になりますとノロウイルスが出て、特にカキの養殖をされている方に、風評被害で大変な被害を及ぼすことがあるんですけども、私どもが整備しています漁業集落排水という、いわゆる下水道の整備がありますが、その処理施設に紫外線の照射装置をつけると、そのノロウイルスが不活性化することがわかってきました。例えば湾の周りの複数の集落の汚水処理施設に、そういったものを後づけでも整備できるようにして、ノロウイルス対策をしっかりとやっていくという事業を考えております。

その下は、「複数集落が連携した広域的減災対策の推進」ということで、漁村は津波とか地震に非常に弱い環境にありますけども、複数の集落が一体になって、避難路の整備ですとか、避難標識をつけたり、小規模であっても避難対策がしっかりできるように、事業の要件を見直したいと思っております。

最後になりますけれども、一番下の赤いところで、「海面上昇に対応した漁港づくりの推進」とありますが、地球温暖化の影響かもしれませんが、大潮のときに岸壁が水につかてしまうところが、九州とか北海道とかあちこちで今、見られるようになっていっています。ですから、そういうときに漁船が岸壁に打ち上げられたり、あるいは背後の土地が水に沈んだりしないように、漁港の施設のかさ上げをできるようにといった事業も、新しく取り入れていきたいと思っております。

こういうことを新規拡充事項として、今、財務省に説明をしておりますので、実現できるように努力したいと思っております。

4ページをごらんいただきたいんですけども、先ほど公共事業の財源を非公共の事業に100億円を使うと言っておりましたが、公共事業と非常に関係の深い非公共の施策に使いたいと思っております。

特に御説明したいのは、2の一つ目の○に「環境・生態系保全活動支援対策」と書いております。これは藻場や干潟が当然、水産生物の生息の場所としても非常に大事なんですけども、藻場や干潟があることによって、海の中の窒素とかリンを吸収したりということで、海洋の環境をよくする。ひいては国民にも裨益するということがわかっておりますので、そういった藻場や干潟の維持管理のための活動を、各地でやってもらうための新しい交付金制度をつくりたいと考えております。

漁業者が中心になりますけれども、藻場において海藻を食べるウニを駆除したり、魚を駆除したり、あるいは海藻を移植したりといった作業をやらせたり、干潟の中も耕してやるといった活動によって、干潟の機能が維持されることがわかっておりますので、そういう活動を支援する事業を新しくつくりたいと思っております。

ほかにはサンゴの増殖事業ですとか、一番下は燃油高騰で非常に大変なことになったんですけども、そういった省エネ型の漁船漁業に構造改革していく対策のための事業に充てていきたいと考えております。

以上が、水産基盤整備事業の概要でございます、あとは海岸の予算につきまして、防災課長から御説明いたします。

○淀江防災漁村課長 防災漁村課長の淀江でございます。

資料5ページをお開きください。海岸事業につきましても水産庁はやっておりまして、農水省、国交省とでそれぞれ分担しながら、全国的な海岸の整備を進めております。私どもは漁港海岸事業の整備ということで進めておりまして、1)に予算額がございまして、21

年度の概算要望額は総額で 120 億 5,200 万ということで、現在要求をしているところでございます。

重点事項としましては、切迫する大規模地震、津波災害、それから昨今頻発している深刻な高潮災害に対する海岸整備を、最重要課題ということで取り組むこととしております。緊急津波・高潮、侵食対策ということで、58 億 3,900 万円を要求しているところでございます。

6 ページで制度改正等ということで、やはり津波・高潮危機管理対策緊急事業ということで、これを拡充要求いたしておりまして、次の 7 ページにその概要を載せてございます。下のポンチ絵にありますように、津波・高潮に対しまして堤防等を整備しておりますが、まだ局所的に未整備な箇所があることによって防御効果が高まらないという事例もございますので、ここの未整備の部分の堤防等の整備に重点を置いて整備をしていくと。

また潮位計、こういった観測施設も非常に重要でありますので、そういった機器についても整備をしていくといった拡充要求をいたしているところでございます。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

○中田分科会長 どうもありがとうございました。

平成 21 年度の水産基盤整備事業並びに漁港海岸事業の概算要求について説明をしていただきました。

何か御質問ございますでしょうか。

一つ、水産基盤整備のほうで、フロンティア漁場整備というのがありますね。これは日本海の E E Z とか東シナ海ということですが、このフロンティアというのは国境という意味なんですか。

○高吉計画課長 これまで国で直轄の漁場整備は行っておりませんで、平成 19 年度に新しく法律改正をしまして、整備ができるようにしました。国が整備できる場所が、排他的経済水域イコール E E Z の中に限定されております。領海内できないことになっております。いわゆる、これまで漁場整備等ではなかなか手が出なかった場所、沖合の水域ですけども、その整備という意味で、俗称ですが「フロンティア」という名前をつけております。

○中田分科会長 沖のほうに出ていくという趣旨ですね。わかりました。どうもありがとうございました。

ほかに質問ございますか。

尾山委員。

○尾山委員 浮魚礁ですが、これはどこかにこういう浮魚礁みたいなものをしてあるところがあるんですか。また、こういうものをすればいいなという……。

○高吉計画課長 日本海側は余りないんですけども、沖縄とか宮崎、高知、和歌山といった太平洋側は、カツオ・マグロがここに回遊してきてとどまるということで、随分整備が進んでおります。

○尾山委員 こういうものがしてあるんですか。

○高吉計画課長 はい。

○尾山委員 そうですか。私、何で聞いたかという、うちのほうの前浜が結構砂地なんです。たくさんお魚がいるものですから、そこで育てるのもあれだろうとって、魚礁を入れたらどうですかという話をしたときに、ここは砂地だから魚礁はもう入れられないという話が出たんですよ。

そんなもので私、この浮魚礁というのがあるんだったら、こういうものがもし入れられるんだたら入れられればいいかなと。よそは下が岩なものですから入れられるんですけど、私のいるところがちょうど砂地なんです。それで、もしこういうものが可能ならば、たくさんお魚の来るところなものですから、こういうものがあればいいかなと思ったもので、もしまたあれでしたら考えてみてください。富山湾のうちの地先の前なんですけど、お願いします。

○高吉計画課長 日本海でシイラ漬けとって、竹いかだを浮かべて集める漁法もございませぬ、島根とか山口のほうでは。そういったものは一種の浮魚礁的な役割をしているのかなと思いますけども。

これは浮かんでいますから、回遊してくる魚がそこに寄って、しばらくとどまって、またどこかに行ってしまうんですが、そこに行けば基本的に魚が集まっているのがわかりますので、漁場を探さずに済むというメリットが期待されているものでございます。

最近、表面に浮いているのではなくて、ちょっと海中に下がったところに浮いている中層型の浮魚礁も今、開発されていまして、それを整備するところが結構ふえてきております。

○尾山委員 わかりました。

○中田分科会長 ほかにございますか。

・次回日程について

○中田分科会長 特にないようでしたら、次回の日程について事務局からお願いします。

○高吉計画課長 次回の漁港漁場整備分科会の日程でございますけれども、時期としましては2月から3月頃をお願いしたいと考えております。また後日、事務局のほうから各委員さんのほうに日程のお諮りをさせていただいて、決定させていただきたいと思っております。

○中田分科会長 それでは次回の分科会の日程につきましては、事務局のほうから後日提案をしていただいて、日程調整するというところでよろしいでしょうか。年度末、2月、3月、大学のほうもいろいろ忙しい時期なので、予定はなかなか固めにくいかと思っておりますけれども、よろしくお願いします。

以上で、本日予定しておりました議事については終了いたしました。この機会に何かございましたら御意見、あるいは御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは以上をもちまして、本日の漁港漁場整備分科会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会